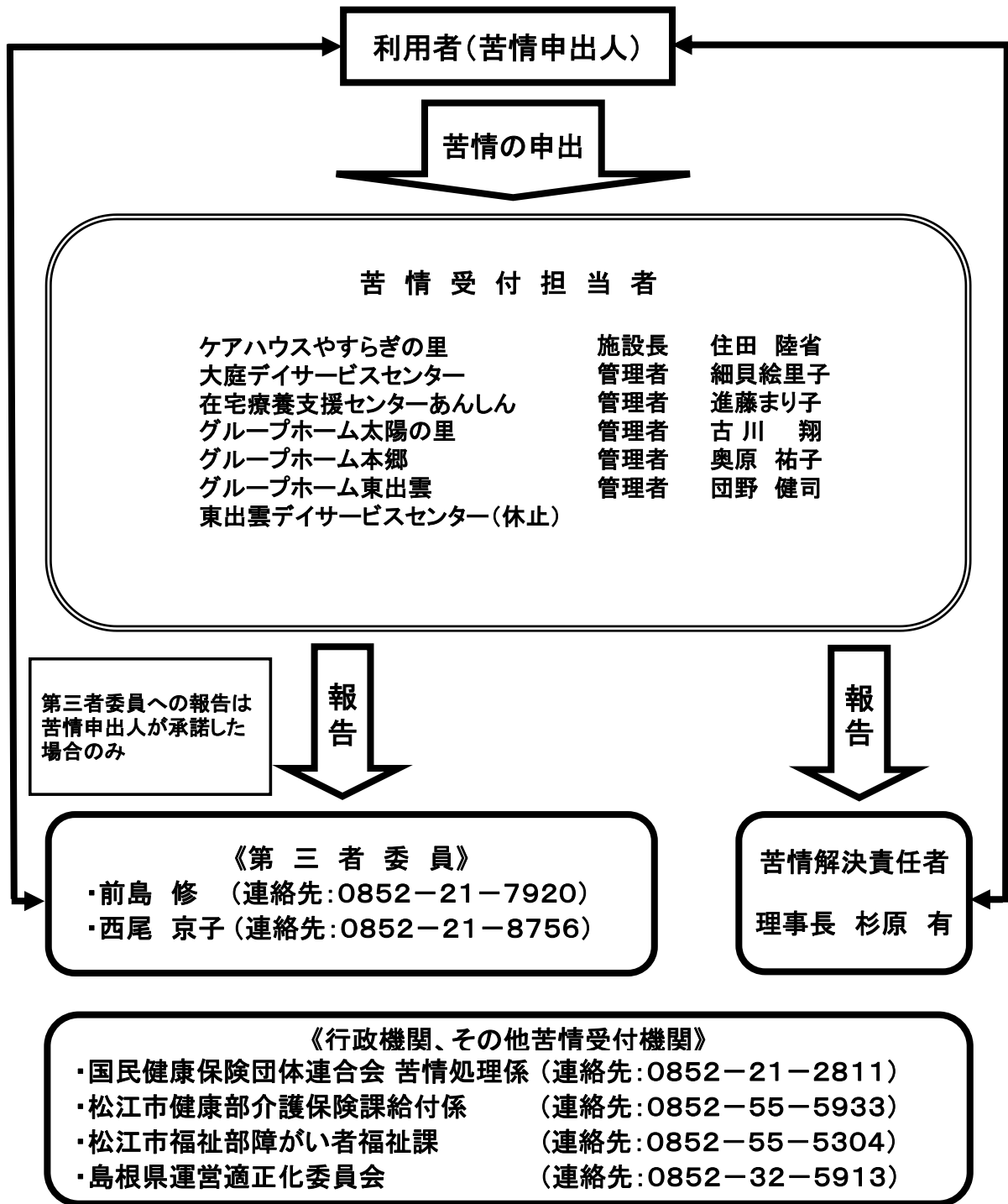


社会福祉法人 敬仁会 苦情申出窓口

当法人の苦情解決体制は下記のとおりでありますので、これに従い苦情解決に努めます。



* 話し合いの結果が不調に終わったり、事業者での解決が困難な場合は、島根県運営適正化委員会(電話:32-5913)に申出をすることができます。

* 当法人の事業所は、苦情が発生した場合、円滑にかつ敏速に対応するように努めます。

* 当法人の事業所は、利用者の方が苦情申出を行われましたことを理由として何らかの不利益な取扱をすることはありません。